

# 武雄市暴力団排除条例（案）について

## 条例制定の背景

近年、被害が多発している覚せい剤等薬物事件、少年が被害者となる福祉犯事件、振り込め詐欺事件などでは、その背後に暴力団が介在するケースが多く暴力団の存在が市民生活に多大な脅威と不安を与えています。また、暴力団の対立抗争によるけん銃使用による殺傷事件が多数発生しています。

このような状況から、佐賀県では平成24年1月1日から暴力団排除条例が施行されており、本市においても、佐賀県等と強力に連携し、市民、事業者及び行政が一体となって暴力団の排除に取り組んでいくことが肝要であり、そのために暴力団排除のための総合的な条例の制定が必要です。

## 条例制定の目的

この条例は、市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展のため、暴力団排除の基本理念、市、市民、事業者の責務、暴力団排除のための必要事項を定めて、社会全体での暴力団の排除を推進することを目的としています。

## 基本理念

市民及び事業者は、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識したうえで、

「暴力団を**恐れ**ないこと」

「暴力団に対して**資金**を提供しないこと」

「暴力団を**利用**しないこと」

「暴力団**事務所**を開設させないこと」

を基本として暴力団の排除を推進していかなければなりません。

## 条例の主な内容（概要）

### 市の責務（第4条）

市は、基本理念にのっとり、県、他の市町、市民、事業者と連携、協力して暴力団の排除のための施策を推進します。

### 公の施設の暴力団の利用制限（第7条）

市が設置する公の施設が暴力団の活動に利用されることにより暴力団の利益になると認めるときは利用を許可しない等の措置を講じます。

### 市民・事業者の責務（第5条）

市民・事業者は、基本理念にのっとり市が実施する暴力団排除のための施策への協力、暴力団の排除に資する情報の提供等に努めます。

### 生徒に対する教育（第10条）

市立の中学校において、生徒が暴力団に加入せず、また、暴力団犯罪の被害を受けないようにするための必要な教育を行います。

### 市の事務、事業における措置（第6条）

暴力団員や暴力団と密接な関係にある者を、公共工事等の入札に参加させないなど、市の事務、事業から排除します。

### 利益の供与の禁止（第11条）

市民は暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で金品等の利益を供与してはいけません。

市、県、市民、事業者が  
一体となった暴力団排除の推進

市民の安全で  
平穏な生活の確保

社会経済活動の  
健全な発展

